

清須市福祉有償運送運営指針

1. 趣旨

清須市における福祉有償運送（以下「有償運送」という。）の安全かつ適切な運営を図るため、清須市福祉有償運送運営指針（以下「指針」という。）を定める。

2. 運送主体

運送実施主体（以下「運送主体」という。）は、営利を目的としない法人であり、有償運送を行うことが法人等の目的の範囲内の行為であること。

なお、営利を目的としない法人を例示すると、以下のとおりである。

- ・ 特定非営利活動法人（特定非営利活動推進法（平成10年法律第7号））
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号））
- ・ 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号））
- ・ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号））
- ・ 消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号））
- ・ 医療法人（医療法（昭和23年法律第205号））
- ・ 社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号））
- ・ 商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号））
- ・ 商工会（商工会法（昭和35年法律第89号））

3. 責務

運送主体は、指針に沿って、安全かつ適切な有償運送の実施に努めなければならない。

4. 有償運送の形態

有償運送の形態は、運送の発地又は着地のいずれかが清須市内にある場合に限るものとし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）に準ずるものとする。

5. 有償運送の対象者

- （1）有償運送の対象者は、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその介助者・付添い人であって、運送の発地又は着地のいずれかが清須市内にある場合に限るものとし、介助者・付添い人については、会員と同乗する場合のみ運送の対象とする。
- （2）会員の範囲は、別記1に定める。
- （3）運送主体においては、会員の氏名、年齢、要介護認定、身体障害者手帳の交付及び移動制約者である事実、その他必要な事項を記入した会員登録

簿を作成し、適切に管理するものとする。

6. 使用車両

(1) 有償運送には、次の車両を使用することができるものとする。

- ①車いす又は、ストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車
- ②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車
- ③セダン型等の一般の車両

(2) 使用する車両については、運送主体が使用権原を有していることを原則とする。ただし、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは次の事項に適合することを要するものとする。

- ① 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該有償運送に携わる者との間に当該車両にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ② 当該契約において有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について、運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ③ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

(3) 運賃及び料金、運転者の氏名並びに自動車登録番号について、利用者に見やすいように車内に掲示するとともに、別記2により、外部から見やすいように使用車両の車体の側面に福祉有償運送に用いている車両である旨を表示すること。

(4) 運送主体においては、使用する車両の形式、自動車登録番号、初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装備その他必要な事項を記入した車両登録簿を作成し、適切に管理するものとする。

7. 運転者の要件等

(1) 運転者の条件は、普通第二種免許を有していることを基本とする。これによりがたい場合には、普通第一種免許を有し、道路運送法第79条に基づく登録の申請日前2年間において、免許停止処分を受けていない者で、次に掲げるいずれかの要件を満たしている者を運転者として認めるものとする。

- ① 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- ② ①に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(2) 登録後において、人身事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適正診断を受診させるものとする。また、運転者が道路交通法違反により運転免許停止以上の処分を受けた場合についても適正診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転

させてはならないものとする。

- (3) 運送主体においては、乗務しようとする運転者に対して、安全な運転のための確認、指示を対面により行うものとし書面にて記録するものとする。対面での確認が困難な場合は、電話等により必要な確認、指示が確実に実施できる体制を整備し実施するものとする。
- (4) 運送主体においては、定期的な研修計画を作成し、運転者に文書で通知し積極的に研修を受講させるよう努めるものとする。
- (5) 運送主体においては、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故、その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴、適正診断等の受診歴、その他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理するものとする。
- (6) 運送主体においては、運転者証を作成するとともに、車内のダッシュボード付近に掲示するか、作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに講習の修了等の必要事項を記載した運送主体の発行する身分証明書を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携帯させるものとする。

8. 損害賠償措置

運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険、又は、共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る。）に加入していること。

9. 運送の対価

- (1) 運送の対価は、営利に至らない範囲として、清須市における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額（時間制によるものを含む。）の概ね2分の1を目安に、地域の特性等を勘案しつつ定めるものとする。
- (2) 運送主体は、有償運送の実施に際し、いかなる名目によるかを問わず、運送の対価以外の金品を収受してはならない。

10. 運送主体における管理運営体制

- (1) 運行管理体制が整っており、指揮命令系統が明確であるとともに、事故防止についての教育及び指導体制が整っていることとし、以下に掲げる要件を満たしていること。
 - ① 運行管理責任者が選任されており、組織体制が整っていること。
 - ② 点呼、報告、指示、記録等に係る指揮命令系統が定められていること。
 - ③ 事故防止及び安全確保について、運送主体が責任をもって定期的な研修、講習等の実施をする体制が整っていること。
- (2) 事故等の処理及び責任体制等が明確に整備されていることとし、以下に掲げる要件を満たしていること。
 - ① 事故等の発生時において緊急の連絡体制が整備されていること。
 - ② 利用者に対し、事故時に係る運送主体の責任者が定められていること。

(3) 使用車両について、整備管理責任者を選任するとともに、当該使用車両の整備を整備工場等へ委託する場合には、当該整備工場等が定められていることなど、整備管理体制が確立されていること。

ただし、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、定期的な整備がされていることを確認すること。

(4) 利用者からの苦情に対しては、適切に記録、対応する体制となっており、対応に係る責任者及び担当者が明確であること。

1 1. 苦情等の連絡窓口

清須市における有償運送の利用者からの問い合わせ、苦情等に対する連絡窓口及び運送主体からの事故等の発生時に対する窓口は、健康福祉部高齢福祉課とする。

1 2. 法令遵守

登録を受けようとする運送主体である法人及び法人の役員が、道路運送法第79条の4の欠格事由に該当するものでないこと。

1 3. 実施状況の報告等

(1) 協議会の事務局は、半年ごとにその翌月末日までに運送主体に対し、最新の利用会員名簿、運転者研修状況、運行状況等について報告の提出を求め、直近の運営協議会に報告をするものとする。

(2) 協議会を主宰する清須市は、運営主体の実施状況を把握し、協議会の協議を経ることが適当と認められる場合には、協議会を開催するものとする。

1 4. 申請及び更新の手続き

(1) 福祉有償運送の申請をしたい法人（以下「申請法人」という。）は、必要な書類を添付して清須市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、上記関係書類が整っている場合は、速やかに協議するよう協議会会長に対し、依頼するものとする。

(3) 協議会会長は、協議会において協議し、その結果について、市長に報告するものとする。

(4) 市長は上記の報告を受けたときは、申請法人に対し、その結果を通知するとともに、協議が整った場合においては、申請法人に対し、運営協議会において協議が整ったことを証する書類を交付するものとする。

(5) 登録の更新及び登録変更をする際には、運送主体の実施状況を把握するなど協議会の協議を経ることが必要であるが、前項の報告が遅滞なく行われ、問題がない場合は、簡略化した手続きにより協議を行うことができるものとする。

別記 1

「有償運送の対象となる会員」の範囲

清須市福祉有償旅客運送運営指針 5（2）に定める具体的な範囲は、以下のとおりとする。

次に挙げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の交通公共機関を利用することが困難な者及びその付添人

1. 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条で規定する「身体障害者」
2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条に規定する精神障害者
3. 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条第 4 号に規定する知的障害者
4. 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者
5. 介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者
6. 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 62 の 4 第 2 号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
7. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

別記 2

外部から見やすいように使用車両の車体の側面に有償運送に用いる車両である旨の表示事項及び方法は次のとおりとする。

- 1 氏名、名称又は記号
- 2 「有償運送車両」の文字
- 3 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の車両の側面両側に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。